整				りん含	有量		
理				(単位			
番	業種-	<del>7</del> σ	)他の区分	トルに		備	考
号	31(12)		10 3 23	リグラム)		****	J
				(1)	(2)		
2				36	9		
3	天然ガス鉱業			1	1		
4	非金属鉱業			1	1		
5	肉製品製造業	ア	日平均排水量400立方	4	3		
			メートル以上の工場に				
			限る。				
		イ	日平均排水量400立方	8	6		
			メートル未満の工場に				
			限る。				
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方	5	3.5		
			メートル以上の工場に				
			限る。				
		イ	日平均排水量400立方	6	3.5		
			メートル未満の工場に				
			限る。				
7	畜産食料品製造業	(前	12項に掲げるものを除	8	4		
	<.)						
8	水産缶詰・瓶詰製	告業		3	1		
9	寒天製造業			3	1.5		
	魚肉ハム・ソーセ			3	1.5		
11	水産練製品製造業	ア	日平均排水量400立方	4	3		
	(前項に掲げるも		メートル以上の工場に				
	のを除く。)		限る。				
		イ	日平均排水量400立方	6	3.5		
			メートル未満の工場に				
			限る。				
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方	6	4.5		
			メートル以上の工場に				
			限る。				
		1	日平均排水量400立方	8	5.5		
			メートル未満の工場に				
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		限る。	_	. –		
13		ر ا	日平均排水量400立方	6	4.5		
	業		メートル以上の工場に				
			限る。				

イ 日平均排水量400立方 8 6 メートル未満の工場に 限る。	
1200	
14   水産食料品製造業   ア   日平均排水量400立方   6   4	
(整理番号8の項 メートル以上の工場に	
から前項までに掲し、限る。	
げるものを除き、	
魚介類塩干・塩蔵 メートル未満の工場に	
品製造業を含し、限る。	
しし し し し し し し し し し し し し し し し し し し	
15 野菜缶詰・果実缶 ア 日平均排水量400立方 4.5 3	
話・農産保存食料 メートル以上の工場に	
品製造業 限る。	
イ 日平均排水量400立方 6 3	
メートル未満の工場に	
限る。	
16   野菜漬物製造業   ア   日平均排水量400立方   2.5   2	
メートル以上の工場に	
限る。	
イ 日平均排水量400立方   6   3	
メートル未満の工場に	
限る。	
17   味そ製造業   ア   日平均排水量400立方   4   3	
メートル以上の工場に	
限る。	
メートル未満の工場に	
限る。	
18 しょう油・食用アミノ酸製造業     6     3	
19 うま味調味料製造業     1.5 1	
20   ソース製造業   ア   日平均排水量400立方   4   2.5   メートル以上の工場に	
スートル以上の工場に	
イ 日平均排水量400立方 6 2.5	
メートル未満の工場に	
限る。	
21 食酢製造業 3 2	
22 砂糖精製業 ア 日平均排水量400立方 3.5 2	
メートル以上の工場に	
限る。	
イ 日平均排水量400立方 4.5 2	

		1	メートル未満の工場に			
			限る。			
23	ぶどう糖・水あめ	<u>・</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	3	
	小麦粉製造業		11	3	1.5	
-	パン製造業	ア	日平均排水量400立方	3	1.5	
	, ,,, <u>,,,,</u>	Ť	メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	4.5	2.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
26	生菓子製造業			6	4	
27	ビスケット類・干	菓子	型製造業	3	1	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方	3	2	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	4	2.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
29	パン・菓子製造業	ア	日平均排水量400立方	4	2	
	(整理番号25の項		メートル以上の工場に			
	から前項までに掲		限る。			
	げるものを除	1	日平均排水量400立方	6	2.5	
	<。)		メートル未満の工場に			
			限る。			
30	植物油脂製造業	ア		4	1.5	米糠を原料として使用する
			メートル以上の工場に			ものにあっては、第3欄の
			限る。			値は、それぞれ同欄の順序
		イ	日平均排水量400立方	5	2	に従い、5、2とする。
			メートル未満の工場に			
			限る。			
31	動物油脂製造業	ア		4	3	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	6	4.5	
			メートル未満の工場に			
	ABUR 1		限る。		. –	
32	食用油脂加工業	ア	日平均排水量400立方	2.5	1.5	
			メートル以上の工場に			
		_	限る。			
		1	日平均排水量400立方	2.5	2	
			メートル未満の工場に			

			限る。			
33	ふくらし粉・イー	スト	・・その他の酵母剤製造	2	1	
	業					
34	穀類でんぷん製造	業		4	3	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方	4	2	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	6	2.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
37	豆腐・油揚製造業	ア	日平均排水量400立方	4	4	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	6	4.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
-	あん類製造業			5	4	
39	冷凍調理食品製造	業 —		6	4	
40	, ,		日平均排水量400立方	4	3	
	のうち煮豆の製造		メートル以上の工場に			
	に係るもの		限る。			
		1	日平均排水量400立方	7	4.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方	4	1.5	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	4	2	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
-	果実酒製造業			2.5	2	
	ビール製造業			4	2.5	
	清酒製造業	<b>사</b> 의	2	4	1.5	
	蒸留酒・混成酒製			4	1.5	
	インスタントコー	<b>Ľ</b> -	·	2.5	1	
	配合飼料製造業	_	ᄆᄑᄭᆎᆚᄝᄵᅩᅩᅩ	2	1	
48	単体飼料製造業	/ر	日平均排水量400立方	3.5	1.5	
			メートル以上の工場に			
			限る。	0 -		
		1	日平均排水量400立方	3.5	2	
			メートル未満の工場に	l		

			限る。			
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方	2	1	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	3.5	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
50	たばこ製造業			2	1	
51	生糸製造業(副蚕	糸精	錬業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(整理番 <sup>長</sup>	号5′	の項に掲げるもの及び	4.5	1.5	
	衣服その他の繊維	製品	に係るものを除く。以			
	下同じ。) で整毛エ	程	こ係るもの			
57	繊維工業で麻製繊	工程	に係るもの	2	1	
58			日平均排水量400立方	1	1	
	機械染色整理工程		メートル以上の工場に			
	(のり抜き、精錬		限る。			
			日平均排水量400立方	2	1	
	加工その他の染色		メートル未満の工場に			
	整理工程に付帯し		限る。			
	て行われる加工処					
	理工程(以下「染					
	色整理工程付帯加					
	工処理工程」とい					
	う。) を含む。)					
F0	に係るもの	7	ㅁ亚뉴바·V투400숙숙	<i>-</i>	2.5	
59	繊維工業で繊初機 械染色整理工程	<i>)</i> *	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に	5	2.5	
	( 染色整理工程付		限る。			
	帯加工処理工程を		日平均排水量400立方	5.5	3	
	含む。) に係るも	. 1	メートル未満の工場に	5.5	3	
	の(前項に掲げる		限る。			
	ものを除く。)		FIX <b>0</b> 0			
60		ア	日平均排水量400立方	5	4	
	加工染色整理工程		メートル以上の工場に		•	
	(染色整理工程付		限る。			
	•	1	日平均排水量400立方	6	4.5	
	含む。) に係るも		メートル未満の工場に			
	Ø		限る。			
61	繊維工業で綿状繊	ア	日平均排水量400立方	4	1.5	
	維・糸染色整理工		メートル以上の工場に			
	程(染色整理工程		限る。			

1	付帯加工処理工程	1	日平均排水量400立方	5	2	
	を含む。)に係る	'	メートル未満の工場に	9	۷	
	もの		限る。			
62	繊維工業でニッ	マ	日平均排水量400立方	4	1.5	
02	ト・レース染色整	,	メートル以上の工場に	7	1.5	
	理工程(染色整理		限る。			
	工程付帯加工処理	1	日平均排水量400立方	4	2	
	工程を含む。)に	1	メートル未満の工場に	4	2	
	係るもの		限る。			
63		マ	日平均排水量400立方	3	2	
03	品染色整理工程	)	メートル以上の工場に	3	۷	
	。 ( 染色整理工程付		限る。			
	•		日平均排水量400立方	4	2.5	
		1	メートル未満の工場に	4	2.5	
	含む。) に係るも					
C.4	の	EII \A	限る。	0	4 5	
	繊維工業で不織布			2	1.5	
	繊維工業でフェル		1 1	1	1	
66			日平均排水量400立方	1.5	1	
	した織物及び防水		メートル以上の工場に			
	した織物製造工程	_	限る。			
	に係るもの	1	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
	/+h /	<del>1</del> -71	限る。			
67		郭王	対料製造工程に係るも	2	1	
	(#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					
68	•	号5	5の項から前項に掲げる	3.5	1.5	
	ものを除く。)		-0.45-11.24-11.24	_		
	一般製材業又は木材			2	1	
71	,	ア	日平均排水量400立方	1	1	
	材製造業を含		メートル以上の工場に			
	む。) 又はパーテ		限る。			
		1	日平均排水量400立方	1.5	1	
	業		メートル未満の工場に			
			限る。			
	木材薬品処理業			2	1	
76			造業又は板紙製造業で	1	1	
	溶解パルプ製造工程					
77			造業又は板紙製造業で	1	1	
	サルファイトパル					
78			造業又は板紙製造業で	1	1	
	グランドパルプ製油	告工	[程、リファイナーグラ			

ĺ	-  ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパ			
	ルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未			
	さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るも			
	の(次項に掲げるものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
	さらしケミグランドパルプ製造工程(前行程			
	の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含			
	む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工			
	程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製			
	造工程を含む。) に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1.5	1	
	未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの			
	(次項に掲げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1.5	1	
	さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未			
	さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) に			
	係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1.5	1	
	古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの			
	(次項に掲げるものを除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1.5	1	
	古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル			
	プ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に			
	係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ			
	製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	グランドパルプ、リファイナーグランドパル			
	プ又はサーモメカニカルパルプを主原料とす			
	る洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、			
	リファイナーグランドパルプ又はサーモメカ			
	ニカルパルプ製造工程を有するものに限			
07	る。) に係るもの	4 -		
8/	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1.5	1	
	洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの			
00	を除く。) パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1.5	1	
00	がルノ製造業、洋紙製造業又は仮紙製造業で 板紙製造工程に係るもの	1.5	ı	
	似心衣足工任にぶるもの			

90 手すき和紙製造業	89	機械すき和紙製造	業		1	1	
92   段ボール製造業	90	手すき和紙製造業			1	1	
92   段ボール製造業					1	1	
31 重包装紙袋製造業					1	1	
95 乾式法による繊維板製造業					1	1	
95 乾式法による繊維板製造業					1	1	
37   バルブ製造業、紙 ア			扳集		1	1	
97	96	繊維板製造業(前)	頃に	- 掲げるものを除く。)	1.5	1	
品製造業(整理番   限る。	-	`			1	1	
号76の項から前項 までに掲げるもの を除く。)     イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。     1.5     1       100 印刷業(新聞その 他の出版物を印刷 するものを含 む。)     ア 日平均排水量400立方 メートルは上の工場に 限る。     2     1.5     新聞その他の出版物を印刷 するものにあっては、第3 欄(2)の値は、1とする。       101 製版業     ア 日平均排水量400立方 メートルは上の工場に 限る。     2     2       101 製版業     ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。     2     1.5       102 窒素質・りん酸質肥料製造業     2     1.5       103 複合肥料製造業     2     1.5       104 化学肥料製造業     2     1.5       105 ツーダ工業     1     1       106 電炉工業     2     1.5       107 無機顏料製造業     2     1.5       108 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項 から前項までに掲げるものを除く。)     1     1       109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの     1.5     1       109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るものにあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に 従い、8、6とする。       109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るものにあっては、		製造業又は紙加工		メートル以上の工場に			
までに掲げるもの を除く。)  100 印刷業(新聞その 他の出版物を印刷 するものを含む。)  101 製版業  ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。  101 製版業  ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。  101 製版業  ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。  イ 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。  イ 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。  イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。  イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。  102 窒素質・りん酸質肥料製造業 2 1.5  103 複合肥料製造業 2 1.5  104 化学肥料製造業 1 1.5  105 ソーダ工業 1 1.5  106 電炉工業 2 1  107 無機顔料製造業 2 1.5  108 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項 から前項までに掲げるものを除く。)  109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの		品製造業(整理番		限る。			
を除く。)       限る。       100       印刷業 (新聞その 他の出版物を印刷 他の出版物を印刷 するものを含む。)       ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。       1.5 新聞その他の出版物を印刷 するものにあっては、第3 欄(2)の値は、1とする。         101 製版業       ア 日平均排水量400立方 メートルよ満の工場に 限る。       2 1.5 メートル以上の工場に 限る。       2 1.5 メートル以上の工場に 限る。         102 窒素質・りん酸質肥料製造業       2 1.5       2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		号76の項から前項	1	日平均排水量400立方	1.5	1	
100 日 印		までに掲げるもの		メートル未満の工場に			
100 日   日   日   日   日   日   日   日   日   日		を除く。)		限る。			
するものを含   限る。	100	印刷業(新聞その	ア	日平均排水量400立方	2	1.5	新聞その他の出版物を印刷
む。)       イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。       2       2         101       製版業       ア 日平均排水量400立方 メートルよ満の工場に 限る。       2       1.5         102       窒素質・りん酸質肥料製造業       2       1.5         103       複合肥料製造業       2       1.5         104       化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)       1       1         105       ソーダ工業       1.5       1         106       電炉工業       2       1.5         107       無機銀料製造業       2       1.5         108       無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)       2       1.5         109       石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの       1.5       1         109       石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るものにあっては、       1.5       1         109       石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るものにあっては、       1.5       1		他の出版物を印刷		メートル以上の工場に			するものにあっては、第3
スートル未満の工場に 限る。		するものを含		限る。			欄(2)の値は、1とする。
限る。		む。)	1	日平均排水量400立方	2	2	
101 製版業		- ,		メートル未満の工場に			
WAND T場に限る。       2       2         102 窒素質・りん酸質肥料製造業       2       1.5         103 複合肥料製造業       2       1.5         104 化学肥料製造業(前 2 項に掲げるものを除く。)       1       1         105 ソーダ工業       1.5       1         106 電炉工業       2       1.5         107 無機顔料製造業       2       1.5         108 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)       2       1.5         108 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項がら前項までに掲げるものを除く。)       2       1.5         109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの       1.5       1       リル又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、使用するものにあっては、				限る。			
限る。	101	製版業	ア	日平均排水量400立方	2	1.5	
日平均排水量400立方 2 2   2   2   2   2   2   2   2   2				メートル以上の工場に			
メートル未満の工場に 限る。   1.5				限る。			
限る。			1	日平均排水量400立方	2	2	
102   窒素質・りん酸質肥料製造業   2				メートル未満の工場に			
103 複合肥料製造業21.5104 化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)11105 ソーダ工業1.51106 電炉工業21107 無機顔料製造業21.5108 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)21.5109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの1.51109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの1.51109 大法1.51109 大法1.51109 大法1.51109 大法1.51109 大法1.51109 大法1.51109 大法1.51100 大法1.5 <td></td> <td></td> <td></td> <td>限る。</td> <td></td> <td></td> <td></td>				限る。			
104   化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	102	窒素質・りん酸質	吧米	製造業	2	1.5	
(3)	103	複合肥料製造業			2	1.5	
105 ソーダ工業       1.5       1         106 電炉工業       2       1         107 無機顔料製造業       2       1.5         108 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)       2       1.5       リん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。         109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの       1.5       1       リん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、	104	化学肥料製造業(i	前 2	頃に掲げるものを除	1	1	
106 電炉工業		<.)					
107 無機顔料製造業   2   1.5   1.	105	ソーダ工業			1.5	1	
108 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項	106	電炉工業			2	1	
から前項までに掲げるものを除く。)程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの1.51りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、	107	無機顔料製造業			2	1.5	
は、それぞれ同欄の順序に 従い、8、6とする。 109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの 関造工程に係るもの は、それぞれ同欄の順序に 従い、8、6とする。 りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤として 使用するものにあっては、	108	無機化学工業製品	製造	量業(整理番号105の項	2	1.5	りん及びりん化合物製造工
従い、8、6とする。		,					程にあっては、第3欄の値
109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 1.5 1 りん又はその化合物を原製造工程に係るもの 料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、							は、それぞれ同欄の順序に
製造工程に係るもの 料、触媒又は中和剤として 使用するものにあっては、							従い、8、6とする。
使用するものにあっては、	109	石油化学系基礎製品	品集	製造業で脂肪族系中間物	1.5	1	りん又はその化合物を原
		製造工程に係るもの	の				料、触媒又は中和剤として
第3欄の値は、それぞれ同							使用するものにあっては、
							第3欄の値は、それぞれ同

					欄の順序に従い、6.5、4.5
110	<b>工</b> 法小学系基础集员	生	4	4	とする。
110		製造業で環式中間物・合	1	1	りん又はその化合物を原
	成染料・有機顔料製	造上桯に係るもの			料、触媒又は中和剤として
					使用するものにあっては、
					第3欄(1)の値は、2.5とす
					る。
111	石油化学系基礎製品	製造業でプラスチック製	1.5	1	
	造工程に係るもの				
112	石油化学系基礎製品	製造業で合成ゴム製造工	1	1	
	程に係るもの				
113	石油化学系基礎製品	製造業で有機化学工業製	1	1	りん又はその化合物を原
	品製造工程 (脂肪族	系中間物製造工程、環式			料、触媒又は中和剤として
	中間物・合成染料・	有機顔料製造工程、プラ			使用するものにあっては、
	スチック製造工程及	び合成ゴム製造工程を除			第3欄(1)の値は、2.5とす
	く。) に係るもの				る。
114	石油化学系基礎製品	製造業(整理番号109の	1	1	
	項から前項までに掲	げるものを除く。)			
115	脂肪族系中間物製造	· :業	1.5	1	りん又はその化合物を原
					料、触媒又は中和剤として
					使用するものにあっては、
					第3欄の値は、それぞれ同
					欄の順序に従い、8、4とす
					る。
	メタン誘導品製造業		2	1	
	発酵工業		2	1.5	
118	コールタール製品製	造業	2	1	
119	環式中間物・合成染	料・有機顔料製造業	2	1.5	りん又はその化合物を原
					料、触媒又は中和剤として
					使用するものにあっては、
					第3欄の値は、それぞれ同
					欄の順序に従い、6.5、5と
					する。
120	プラスチック製造業		2	1.5	
121	合成ゴム製造業	ア 日平均排水量400立方	1.5	1	
		メートル以上の工場に			
		限る。			
	,	イ 日平均排水量400立方	2	1.5	
		メートル未満の工場に			
		限る。			
122	有機化学工業製品	ア 日平均排水量400立方	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工

ĺ	製造業(整理番号		メートル以上の工場に			程にあっては、第3欄(2)の
	109の項から前項		限る。			値は、2とする。
		イ	日平均排水量400立方	2	2	
	を除く。)	-	メートル未満の工場に			
			限る。			
123	レーヨン・アセテ・	 _	·製造業のうちレーヨン	2	1	
	の製造に係るもの	·				
124	レーヨン・アセテ・	—	・製造業のうちアセテー	2	1	
	トの製造に係るもの	か				
125	合成繊維製造業			2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・	グリ	セリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤	ア	日平均排水量400立方	2	1	
	製造業		メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
128	界面活性剤製造業	ア	日平均排水量400立方	2	1	
	(前項に掲げるも		メートル以上の工場に			
	のを除く。)		限る。			
		イ	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
129	塗料製造業	ア	日平均排水量400立方	1.5	1	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
130	印刷インキ製造業			2	1	
131	医薬品原薬・製剤	製造	業	2	1.5	医薬品原薬製造工程(りん
						又はその化合物を原料とし
						て使用するものに限る。)
						にあっては、第3欄の値
						は、それぞれ同欄の順序に
						従い、4、2.5とする。
	医薬品製剤製造業			2	1	
	生物学的製剤製造	-		2	1	
	生薬・漢方製剤製		<b>\begin{align*}</b>	2	1	
	動物用医薬品製造	業		2	1.5	
136	火薬類製造業			1.5	1	

137	農薬製造業			2	1.5	
138	合成香料製造業			2	1	
139	香料製造業(前項	こ指	引げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・そ	ア	日平均排水量400立方	2	1	
	の他の化粧用調整		メートル以上の工場に			
	品製造業		限る。			
		1	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
142	ゼラチン・接着剤	製造	業(にかわ製造業を含	2	1	
	む。)					
143	写真感光材料製造	業		2	1.5	
144	天然樹脂製品・木木	材化	/ 学製品製造業	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製	告業	<b>\(\)</b>	1	1	
146	化学工業(整理番	ア	日平均排水量400立方	1.5	1	
	号102の項から前		メートル以上の工場に			
	項までに掲げるも		限る。			
	のを除く。)	1	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
147	石油精製業			1.5	1	
148	潤滑油製造業(前	頂に	掲げるものを除く。)	1.5	1	
149	コークス製造業			1	1	
150	石油コークス製造	業		2	1	
151	自動車タイヤ・チ	ア	日平均排水量400立方	1.5	1	
	ューブ製造業		メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
152	ゴム製品製造業で	ラテ	・ックス成型型洗浄工程	1	1	
	に係るもの					
153	ゴム製品製造業(i	前 2	頃に掲げるものを除	2	1.5	
	<.)					
154	なめしかわ製造業				1	
155	毛皮製造業				1	
156	板ガラス製造業				1.5	
157	板ガラス加工業	ア	日平均排水量400立方	1	1	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	1.5	1	

I			メートル未満の工場に	Ī		1
			限る。			
158	ガラス製加工素材質	製治	1	2	1	
	ガラス容器製造業			1	1	
	理化学用・医療用	ガラ	ス器具製造業	1	1	
-	卓上用・ちゅう房原			1	1	
162	ガラス繊維(長繊維	維に	[限る。)・同製品製造	1	1	
	業					
163	ガラス繊維・同製品	品集	<b>製造業(前項に掲げるも</b>	1	1	
	のを除く。)					
164	ガラス・同製品製油	告業	美(整理番号156の項か	1	1	
	ら前項までに掲げる	るも	このを除く。)			
165	生コンクリート製油	告業	<u> </u>	2	1.5	
166	コンクリート製品	ア	日平均排水量400立方	1.5	1	
	製造業		メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
167			日平均排水量400立方	1.5	1	
	業(前2項に掲げ		メートル以上の工場に			
	るものを除く。)		限る。			
		1	日平均排水量400立方	2	1.5	
			メートル未満の工場に			
400	田公司技术光		限る。	4	4	
	黒鉛電極製造業			1	1	
-	砕石製造業   鉱物・土石粉砕等線	7N IF	1 <del>**</del>	2	1 1.5	
170			日平均排水量400立方	1	1.5	
172	プロ栄養担果	<i>)</i>	メートル以上の工場に	ı	ı	
			限る。			
		イ		2	1	
		'	メートル未満の工場に	۷	'	
			限る。			
173	高炉による製鉄業		1.5 0	1.5	1	
	フェロアロイ製造業				1	
			(前項に掲げるものを	1	1	
	除く。)					
178	製鋼・製鋼圧延業	(車	5炉(単独転炉を含	1	1	
	む。) 又は電気炉(	単	独電気炉を含む。)に			
	よるものに限る。)					

179		番号	計182の項及び同183の項│	1.5	1	
	に掲げるものを除				·	
180		_	~ 計82の項及び同183の項	1	1	
	に掲げるものを除					
181	冷間ロール成型形			1	1	
	鋼管製造業	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1.5	1	
	伸鉄業			1	1	
184	磨棒鋼製造業			1	1	
185	引抜鋼管製造業			1.5	1	
186	伸線業			1	1	
187	ブリキ製造業			2	1	
188	亜鉛鉄板製造業			1	1	
189	めっき鋼管製造業			1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造	業		1	1	
191	表面処理鋼材製造	業 (	整理番号187の項から	1	1	
	前項までに掲げる	ŧσ	)を除く。)			
192	鍛鋼製造業			1	1	
193	鍛工品製造業			2	1.5	
194	鋳鋼製造業			1.5	1	
195	95 銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項				1	
	に掲げるものを除く。)					
196	鋳鉄管製造業			1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1	
198	鉄粉製造業			1	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲				1	
	げるものを除く。)					
200	非鉄金属製造業			1.5	1	表面処理工程(りん又はそ
						の化合物によるものに限
						る。) にあっては、第3欄
						の値は、それぞれ同欄の順
		•				序に従い、2、1.5とする。
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方	2	1.5	りん又はその化合物による
			メートル以上の工場に			表面処理施設を設置するも
			限る。			のにあっては、第3欄の値
		1	日平均排水量400立方	5	3	は、それぞれ同欄の順序に
			メートル未満の工場に			従い、5.5、3.5とする。
			限る。			
202	金属製品製造業	ア	日平均排水量400立方	2	1.5	(ア) 溶融めっき工程(りん
	(前項に掲げるも		メートル以上の工場に			又はその化合物による表
	のを除く。)		限る。			面処理施設を設置するも
		イ	日平均排水量400立方	5.5	2.5	のに限る。) にあっては、

			メートル未満の工場に限る。			第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、5.5、 3とする。 (イ) アルマイト加工工程 (りん又はその化合物に よる表面処理施設を設置 するものに限る。) にあっ ては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従 い、8、6とする。
203	一般機械器具製造	ア	日平均排水量400立方	1.5	1	
	業		メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	3	2	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
204	プリント回路製造	ア	日平均排水量400立方	2	1	
	業		メートル以上の工場に			
			限る。	_		
		1		2	1.5	
			メートル未満の工場に			
005	<b>高左州</b> 廿四日制件	_	限る。	0		
205		<i>)</i> ′	日平均排水量400立方	2	1	民生用電気機械器具製造工
	業(前項に掲げるものを除き、情報		メートル以上の工場に限る。			程(りん又はその化合物に    よる表面処理施設を設置す
		1	日平均排水量400立方	2	1.5	るものに限る。) にあって
	業、電子部品・デ		メートル未満の工場に	۷.	1.5	は、第3欄の値は、それぞ
	バイス製造業を含		限る。			れ同欄の順序に従い、4.5、
	む。)		י פי אין			2とする。
206	 輸送用機械器具製	ア	日平均排水量400立方	2	1	<u>とこする。 </u>  自動車・同付属品製造工程
	造業		メートル以上の工場に	-	•	(リん又はその化合物によ
			限る。			る表面処理施設を設置する
		イ	日平均排水量400立方	3	1	ものに限る。) にあって
			メートル未満の工場に			は、第3欄の値は、それぞ
			限る。			れ同欄の順序に従い、3.5、
						2とする。
207	精密機械器具製造	ア	日平均排水量400立方	1.5	1	
	業		メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	2.5	1.5	
			メートル未満の工場に			

208 ガス製造工場   ア 日平均排水量400立方   2   1.5   メートル以上の工場に	
限る。	
イ 日平均排水量400立方 4.5 3.5 メートル未満の工場に 限る。 209 下水道業 ア 日平均排水量30,000立 1.5 1.5 (ア) 標準活性汚泥 方メートル以上の工場 これと同程度に	
メートル未満の工場に 限る。 209 下水道業 ア 日平均排水量30,000立 1.5 1.5 (ア) 標準活性汚派 方メートル以上の工場 これと同程度に	
限る。	
209   下水道業   ア   日平均排水量30,000立   1.5   1.5   (ア) 標準活性汚泥   方メートル以上の工場   これと同程度に	
方メートル以上の工場 これと同程度に	
	下水中の
に限る。	る方法よ
イ 日平均排水量30,000立 2 1.5 り高度に下水中	ロのりんを
	たより下
に限る。 水を処理するも	の(高濃
度のりんを含有	する汚水
トラー	れて処理
するものを除く	。) にあっ
	-
	原序に従
い、1、1とする	
	•
る汚水を多量に	受け入れ
て処理するもの	
	`
日本の記念である。 日本の記念である。 日本の記念である。 日本の記念である。 日本の記念である。 日本の記念である。	
大できる方法に	
を処理するもの	
にあっては、第	-
	` ,
	<b>)</b>
210   空瓶卸売業	
法律第160号)第   限る。	
5 条の 2 に規定す イ 日平均排水量400立方 5 2.5	
る施設をいう。) メートル未満の工場に	
212 弁当仕出屋又は弁 ア 日平均排水量400立方 5 4	
当製造業 メートル以上の工場に	
限る。	
イ 日平均排水量400立方 6.5 4.5	
メートル未満の工場に	
限る。	

213	飲食店	ア	日平均排水量400立方	5 l	3.5	
			メートル以上の工場に		0.0	
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	5.5	4	
		-	メートル未満の工場に			
			限る。			
214		ア	日平均排水量400立方	4	3	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	5	4	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
215	リネンサプライ業	ア	日平均排水量400立方	5	4	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		1	日平均排水量400立方	6	4.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
216	洗濯業(前項に掲	ア	日平均排水量400立方	4	2.5	
	げるものを除		メートル以上の工場に			
	<.)		限る。			
		イ	日平均排水量400立方	5	3	
			メートル未満の工場に			
0.1.0		.b=	限る。	4		
-	写真業(写真現像	1	-	4	2	
219	自動車整備業	<i>"</i>	日平均排水量400立方	4	3	
			メートル以上の工場に			
		1	限る。 日平均排水量400立方	4.5	3	
		1	メートル未満の工場に	4.5	3	
			限る。			
220	 病院	ァ	日平均排水量400立方	4	3	
220	אין פאנ		メートル以上の工場に	7	3	
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	5	4	
		-	メートル未満の工場に	-		
			限る。			
221	し尿浄化槽(建築	_ 基準	法施行令(昭和25年政	4	3	第2欄に規定する表又は建
	令第338号)第32条第1項の表に規定する算					築基準法施行令第32条第3
	定方法により算定した処理人員が501人以上					項第2号に規定する技術上
	のものに限る。)					の基準を満たす構造のし尿

222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項 の表に規定する算定方法により算定した処理 対象人員が201人以上500人以下のものに限 る。)				3	浄化槽より高度にし尿を処 理するとが理するものにあるものにあるものでは、第3欄のに従いてれる。 第2欄に規定する表とは第3項に規定する。 第2欄に規定する表とは第3項を 第32条術しなまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
						あっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従 い、1、1とする。
223	し尿処理業(し尿	ア	日平均排水量400立方	2	1.5	嫌気性消化法、好気性消化
	浄化槽に係るもの		メートル以上の工場に			法、湿式酸化法又は活性汚
	を除く。)		限る。			泥法に凝集処理法を加えた
		1	日平均排水量400立方	3	2	方法より高度にし尿を処理
			メートル未満の工場に			することができる方法によ
			限る。			りし尿を処理するものにあ っては、第3欄の値は、そ
						れぞれ同欄の順序に従い、
						2、1とする。
224	ごみ処理業	ア	日平均排水量400立方	2.5	1	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	2.5	1.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
-	廃油処理業			1.5	1	
226		ア	日平均排水量400立方	2	1	
	(前項に掲げるものを除く)		メートル以上の工場に			
	のを除く。)	1	限る。 日平均排水量400立方	2.5	1.5	
		1	メートル未満の工場に	۷. ۵	1.5	
			限る。			
227	死亡獣畜取扱業		111111111111111111111111111111111111111	4	3	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方	4	3	
			メートル以上の工場に			

			限る。			
		1	日平均排水量400立方	8	4.5	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
229	中央卸売市場			4	3	
230	地方卸売市場	ア	日平均排水量400立方	4	3	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	5	4	
			メートル未満の工場に			
			限る。			
231	試験研究機関(水	ア	日平均排水量400立方	3.5	3	
	質汚濁防止法施行		メートル以上の工場に			
	規則(昭和46年総		限る。			
	理府・通商産業省	1	日平均排水量400立方	4.5	3	
	令第2号)第1条		メートル未満の工場に			
	の2各号に掲げる		限る。			
	ものをいう。)					
232	整理番号2の項か	ア	し尿浄化槽(処理対象	4	3	
	ら前項までに分類		人員が200人以下のも			
	されないもの		の)、社員食堂のちゅ			
			う房施設等生活に伴う			
			施設に係るもの			
		1	その他	3	2	